行事のご案内

（1）2011年度京都消費者問題セミナー
「高齢者ビジネスとその被害　PARTⅡ」

屋根裏床下点検、商品送りつけ商法、健康食品、振り込め詐欺、未公開株等投資詐欺、大型家具回収など・・・いわゆる「高齢者ビジネスとその被害」について、実態を把握し、ごいっしょに解決法を考えましょう。立法化が予定される集団的消費者被害回復制度で、どこまで消費者が救済されるのかについて、理解を深めましょう。

◇日　時：2012年3月7日（水）　午後1時30分～ 3時30分（開場午後1時～）
◇場　所：登録会館2階
（京都市市営地下鉄「烏丸御池駅」①番出口からすぐ、
烏丸御池北東角ニチコン本社の北隣）

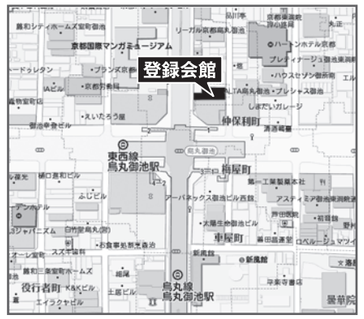

◇講　演
①あなたの年金・退職金がねらわれている
～だましのテクニックとだまされないテクニック
加藤進一郎さん（弁護士）
②冠婚葬祭ビジネスの落とし穴
～互助会積立金を解約すると高額手数料
長野浩三さん（弁護士・京都消費者契約ネットワーク理事・事務局長）
◇意見交換　フロアより
・あなたの周りで消費者被害を見聞きしたことありませんか。
・適格消費者団体にききたいことをこの機会にきいてみましょう。
※どなたでもご参加いただけます。無料です。
先着100名様にプレゼントがあります！お楽しみに！
◇主　催：京都消費者契約ネットワーク・コンシューマーズ京都・消費者支援機構関西・
京都生活協同組合・京都府生活協同組合連合会
◇後　援：京都府・京都市（共に予定）
◇ご連絡先：京都消費者契約ネットワーク
〒604-0847京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル４階
TEL：075-211-5920　FAX：075-251-1003　E-mail：mail@kccn.jp

（2）ひょうご消費者セミナー2011
★ 携帯･ゲーム機･インターネットに潜む危険 ～大切なこどもが傷つかないために～ ★

携帯電話・ゲーム機・インターネット・・・子どもたちが接する情報機器は多様ですが、機器の適切な使い方を知らないために、さまざまなトラブルや犯罪に巻き込まれる危険が増えています。第1部では、兵庫県情報セキュリティサポーターの篠原嘉一さんに、情報機器との上手な付き合い方や、親や地域の人が子どもの様子を見守ることで、ネットの被害者にも加害者にもならない社会をつくることを、具体的な実例をあげながら講演いただきます。第2部では、消費者被害の拡大を防ぐ「消費者団体訴訟制度」や、検討がすすめられている新しい消費者被害救済制度について、寸劇を交えて分かりやすくご紹介します。

◇と　き：2012年3月14日（水）午前10時～ 12時30分
◇ところ：兵庫県農業共済会館7階（JR元町駅より徒歩10分）

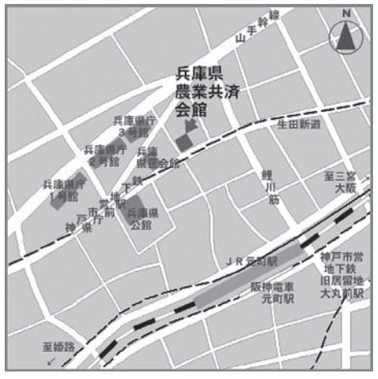

◇内　容：
＜第１部＞
講演：「携帯・ゲーム機・インターネットに潜む危険
～大切な子どもが傷つかないために～」
講師：篠原 嘉一 さん（兵庫県情報セキュリティサポーター）
＜第２部＞
テーマ：「新たな消費者被害救済制度について
～消費者団体訴訟制度とともに～」
寸　劇：大阪大学「劇団ちゃうかちゃわん」
解　説：消費者支援機構関西　検討委員
◇参加費：無料（定員160人ですので、お早めにお申し込みください）
◇締　切：3月2日（金）　※定員になり次第締め切ります
◇申し込み方法：「団体・企業名、お名前、連絡先」をKC's まで
FAX：06-6945-0730　E-mail：info@kc-s.or.jp　までお送りください。
◇主催者：コープこうべ、兵庫県生協連合会、消費者支援機構関西、ひょうご消費者ネット
◇後　援：兵庫県・神戸市

特定非営利活動法人　消費者支援機構関西（内閣総理大臣認定 適格消費者団体）

KC's NEWS

No.36
2012.1.31

発行所　KC's事務局　〒540－0033 大阪市中央区石町1－1－1 天満橋千代田ビル2号館2階　TEL.06-6945-0729　FAX.06-6945-0730　eメール：info@kc-s.or.jp

消費者金融業者の「早期完済違約金」の規定を使用しないことなどを求めた差止訴訟が勝訴確定

KC's が2008年4月8日に消費者金融業者「ニューファイナンス株式会社」に対して※「早期完済違約金」の規定を使用しないことなどを求めた差止請求訴訟は、昨年11月30日最高裁が被告側の上告に対して不受理決定し、2009年4月23日の京都地裁でのKC's の勝訴判決が維持されました。消費者団体訴訟制度にもとづく下級審の判決が最高裁で維持された初の事例となりました。

※この場合の**「早期完済違約金」の規定**とは　貸付金の返済期日前に貸付金額の全部を返済する場合、期限までの利息のほかに残元金に対する3％の「違約金」を負担させるという契約条項のこと。

結果報告　　弁護士　河原田　幸子

KC's は、消費者金融業者のニューファイナンス株式会社（以下「ＮＦ」と言います。）が使用する早期完済の場合の違約金条項と期限の利益喪失による違約金条項について、これらの条項が消費者契約法10条により無効と判断されるものであることを根拠として、2008年4月8日付で、これらの契約条項の使用差止を求める訴訟を提起しました。

京都地方裁判所は、2009年4月23日、早期完済の場合の違約金条項については、今後、同条項を使用した契約の締結を停止すること及び上記条項を含む借用証書の廃棄を命じる旨の差止判決を下しましたが、借主が期限の利益を喪失した場合の違約金条項については、ＮＦが既に使用を中止し、訴訟において今後の同条項を使用しない旨を表明していることを理由に差止めの必要性はないと判断しました。

京都地裁の判決に対しては、ＮＦとKC's の双方とも、それぞれの敗訴部分を不服として控訴しましたが、KC's は、2009年10月23日、大阪高等裁判所でも、早期完済の場合の違約金条項について差止判決を獲得しました。

ＮＦが高裁判決に対して2009年10月26日付で最高裁判所へ上告受理の申立を行ったため、最高裁判所の判断が長らく待たれるところでしたが、最高裁判所第2小法廷は、昨年11月30日付で、ＮＦの上告受理申立を受理しない旨の決定をしました。

これにより、ＮＦの使用する早期完済違約金条項について、KC's の差止請求を認容した京都地方裁判所の2009年4月23日判決が確定しました。

本件は、KC's として初の消費者団体訴訟制度に基づく差止請求訴訟であるとともに、差止めを認めた判決が最高裁で維持されたという点で、我が国初の例となりました。

今回、消費者団体訴訟制度により、不当な契約条項の差止めを実現できたというのは、とても大きな一歩ですが、差止めだけでは、消費者が蒙った経済的損害を取り戻すことができません。

被害額は少額ですが、多数の被害者が発生することが多い消費者被害事件を、被害者の泣き寝入りで終わらせないため、「集団的消費者被害救済制度」の早期立法が待たれるところです。

最後に、このように大変意義のある訴訟に代理人として関与させていただいたことに深く感謝申し上げます。

この間の差止活動

（1）民間賃貸住宅業者の㈱レオパレス21の「マンスリー定期借家契約書」の契約条項について申し入れを行いました。

㈱レオパレス21の「マンスリー定期借家契約書」の契約条項で、賃貸契約終了後の物件の明渡がされなかった場合、賃料額の２倍を支払うなど、消費者契約法その他の法律に反して不当と思われる点についての申し入れを昨年12月26日に行いました。

（2）英会話教室を運営する㈱ECCに対して「ご連絡とお問い合わせ」を送付しました。

㈱ECCに対して契約時交付書面の中途解約時の初期費用徴収について、内訳・積算根拠の明示を求める「ご連絡とお問い合わせ」を昨年12月27日に送付しました。

（3）スーパー成功者育成講座を運営する㈱サンクチュアリに対して「質問書」を送付しました。

㈱サンクチュアリに対して、KC's とのやり取りの中で改訂された新契約書を受講者に周知する方法等に不明な点があるため「質問書」を昨年12月26日に送付しました。

（4）ペニーオークションを運営する㈱和来とデータフェイス㈱に対して申し入れを行いました。

ペニーオークションを運営する表記２社のホームページで「驚愕の超激安」「新品全て99%OFF」などの表記が、景品表示法第10条２号の有利誤認に該当するため削除などを求める申し入れを昨年12月26日に行いました。

※現在データフェイス㈱のホームページはみあたらず閉鎖されたもようです。

消費者庁主催消費者団体訴訟制度フォーラムが開催されました。

昨年12月３日（土）大阪市難波市民学習センターにて消費者団体訴訟制度フォーラムが消費者庁の主催で開催されました。参加者は消費者団体の関係者や新制度について学習する会社関係者など100人を超え会場一杯になりました。

第１部は大阪大学「劇団ちゃうかちゃわん」による漫才にて悪徳訪問販売業者の消費者被害の事例の紹介とクーリングオフ制度の説明がありました。また、消費者団体訴訟制度について１人の消費者被害の情報が適格消費者団体に提供されることにより、差止請求がされると、その後、不当な契約条項や勧誘行為が改められ、被害が防止できることがコントで紹介されました。

続いて関西の適格消費者団体３団体より活動報告がありました。①京都消費者契約ネットワークはマンション賃貸契約の「定額補修分担金条項」や「敷引条項」の使用差止、冠婚葬祭互助会の「解約金条項」や結婚式場の「解約金条項」の使用差止の訴訟のとりくみを紹介されました。②ひょうご消費者ネットは資格試験予備校に対して受講契約の解約を制限する条項の差止活動などを紹介されました。③消費者支援機構関西からは西島事務局長がECC英会話教室の契約時交付書面についてクーリングオフを明記するなど改善事例を紹介しました。

第２部では、消費者庁制度課より集団的消費者被害救済のための訴訟制度導入についての説明がありました。この制度は簡易な手続きで被

害回復を図る、消費者にとって利便性の高い二段階型の訴訟制度で、少額同種の被害に対する消費者の泣き寝入りを防ぎ、被害回復が行えることが紹介されました。

その後、パネリスト三木澄子さん（消費生活専門相談員）、五條操消費者支援機構関西検討委員長（弁護士）、足立敏さん（京都府消費生活安全センターセンター長）、コーディネーターとして堀井奈津子さん（消費者庁消費者制度課長）のパネルトークがありました。五條検討委員長は、グリー㈱が「無料」であることを画面および音声で強調するテレビCMを展開していたが、提供サービスに有料のものがあり、申し入れ活動の中で音声による「無料」CMを行わないと回答があり「無料」放送が確認できなくなったことを紹介しました。

各パネリストから、消費者にとって使いやすい被害救済制度が早く実現されることを望むとの趣旨の発言がありました。

新たな消費者被害救済制度の早期実現をめざして

このフォーラムでも紹介され、現在、消費者庁などで法制化に向けて検討がすすめられている「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」は、被害者に代わって新制度により認定を受けた「特定適格消費者団体」が事業者の違法性を立証し、訴訟に参加した被害者に対して被害回復をはかるため、消費者にとって労力の面でも費用の面でも現行制度より負担が軽減される画期的な制度です。

KC's では、被害の拡大を防ぐ消費者団体訴訟制度の活用を積極的にすすめるとともに、消費者の被害を直接救済できる使いやすい制度となるよう、消費者庁や消費者委員会などに対して昨年10月26日に意見書を提出しました。また、消費者庁が呼びかけた新制度骨子案に対する意見募集に対しても昨年12月28日に意見を提出するとともに会員などにもメルマガなどで意見の提出を呼びかけました。

今後、府県議会での早期実現を求める意見書採択にむけた取り組みもご一緒に進めていきたいと考えています。よろしくお願いします。

「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についてのKC's の意見抜粋（2011.12.28提出）
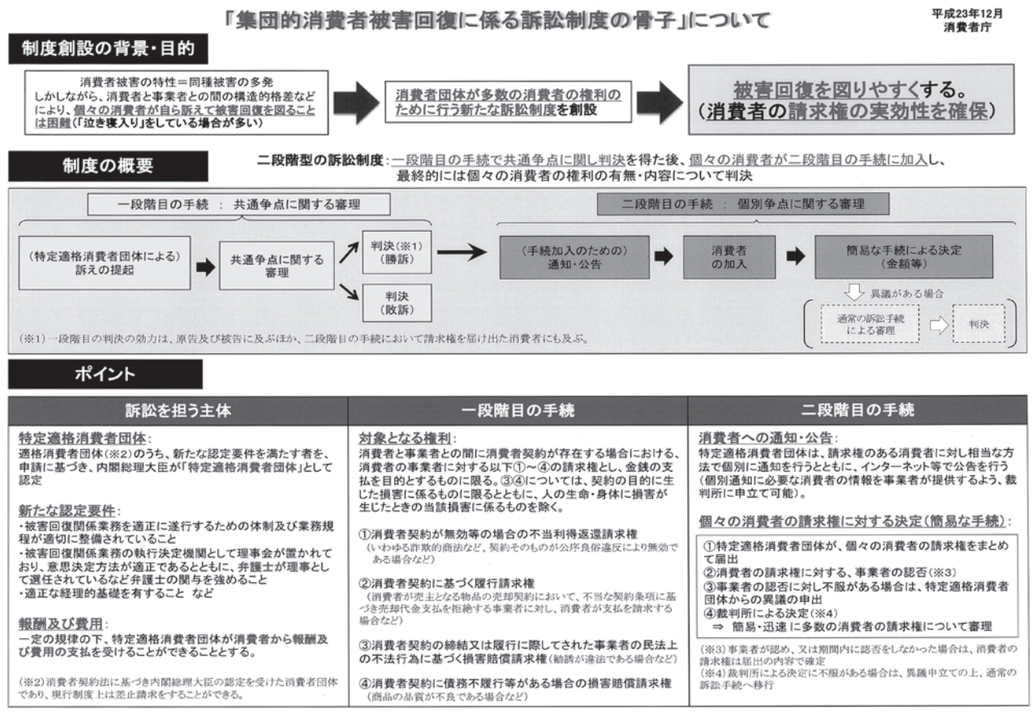
1.「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」を是非とも創設することを支持します。
2.この制度を担う適格消費者団体に対して、相応の財政的、制度的支援措置を設けるよう求めます。
3.被告適格については、名目的または実質的な事業運営主体である者等を含めるように求めます。
4.「相当多数性」「個別性」の要件を明確にすべきです。
5.個々の消費者からの授権を受けて適格消費者団体が和解する場合のみならず、授権を受けて和解した場合とそうでない場合とで個々の消費者に対する「和解」の効力の差が発生しないように制度設計すべきです。
6.二段階目の手続を、一段階目を担った適格消費者団体を含む複数の適格消費者団体が担うしくみも排除すべきではありません。
7.通知に必要な文書等の提出命令の対象には事業者が名簿等の管理を委託している第三者を含めるべきです。
8.事業者からの名簿等の提出について、事業者に提出動機が働く程度の費用負担発生の仕組みを設けるべきです。過料では不十分です。
9.通知・公告費用は事業者の負担とすることを原則とすべきです。
10.申立手数料は本制度の手続き担う主体である適格消費者団体がこの制度を継続的に活用できる程度の額とすべきです。